

令和5年度 加西市単独型短期入所施設整備補助事業者
プロポーザル募集要領

加西市健康福祉部
地域福祉課
(令和5年7月)

1 趣旨

本市の「第3期加西市障害者基本計画」では、総合的な支援基盤の整備の具体的な取り組みとして、地域生活支援拠点等の整備が挙げられています。そこで、加西市障害者自立支援協議会において、地域生活支援拠点について検討を行い、加西市では面的整備を行うことで決定しました。その拠点の機能のひとつとして、体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備がうたわれています。

また市内では、親亡き後、8050問題などが顕在化しつつあり、親に何かあったときに一人で宿泊できるか、生活ができるかなどの不安を多く聞いています。その不安を少しでも解消していくためにも、自宅と同じような雰囲気、宿泊体験、一人暮らし体験ができる単独型短期入所施設の整備が急務であるとして、この度、整備事業者を公募し、決定事業者に対して必要経費の一部を助成するものです。

これらを踏まえ、単独型短期入所施設整備補助事業者の選定にあたっては、応募に係る動機、運営方針、事業内容、業務実績、専門性、整備スケジュール、整備運営にかかる確実性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者に補助を行う必要があることから、プロポーザル方式により補助の相手方となる「補助候補者」及び補助候補者の次に補助の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、補助候補者及び次点者を「補助候補者等」という。）を選定するものとします。

2 業務の概要

施設種別	障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条の8に規定する短期入所事業所
開設予定日	令和6年3月31日以前 ※開設に伴う事務手続に要する期間を考慮し、予定日までに開設できるよう整備事業を完了させること。
定員	4名以上
整備数(事業者数)	1事業所
整備対象地域	加西市内(整備圏域は指定しません)

3 補助金の額

10,000,000円

(補助の対象となる経費の総額から当該経費に対し国、県等から受けた、又は受ける見込みのある補助金の額を控除して得た額(千円未満切捨)とし、1,000万円を上限とします)

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次に掲げるものとします。

- ア 事業所の新築に係る経費
- イ 既存建物の買収に係る経費
- ウ 障害者総合支援法、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第

- 186号)等の基準に適合するために行う既存建物の改修に係る経費
- エ 建物を賃借するときに発生する施設賃借料、礼金及び仲介手数料(10年以上の賃貸借契約を行うこと)
 - オ 事業所開設に当たっての設備整備費(備品の購入費、リース料等)
 - カ その他市長が特に必要と認める経費

5 整備及び開設年度

令和6年3月31日までにすべての工事を完了し、令和5年度内に兵庫県の指定を受け、開設すること。

6 応募の要件

(1) 応募事業者

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とします。

ア 次のいずれかに該当する法人であること。

(ア) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

(イ) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(ウ) 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字社

(エ) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(オ) 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に基づいて設立された労働者協同組合

(カ) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

イ 施設の利用者やその養護者はもとより、地域との信頼関係を築くことができる事業者であること。

ウ 障害者福祉事業関係の実績を有し、熱意と見識をもって単独型短期入所施設を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に基づく基本方針、人員、設備、運営に関する基準を遵守できること

オ 加西市障害者基本計画・第6期加西市障害福祉計画・第2期加西市障がい児福祉計画に基づく障がい者(児)支援行政について積極的に協力し、継続して事業を実施できる事業者であること。

カ 加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号の暴力団及び同条第2号の暴力団員並びに同条第3号の暴力団密接関係者に該当しないこと。

キ 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

ク 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

ケ 法人及び代表者が、国税及び地方税を滞納していないこと。

コ その他法令等に違反しない事業者であること。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領の配布

- ア 配布期間 令和5年7月12日(水)～8月17日(木)までの間の市役所開庁日
8時30分～17時15分
- イ 配布場所 加西市役所1階 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援係
加西市ホームページからのダウンロードも可能

(2) 質問書の受付

- ア 受付 電子メールにより提出
- イ 受付期間 令和5年7月25日(火)まで
- ウ 質問方法 「加西市単独型短期入所施設整備補助事業者公募要領に関する質問書」により、
電子メールで地域福祉課へ提出してください。
※電子メールでの送信後、確認の電話連絡(0790-42-8725)をお願いします。
※来庁や電話での質問は、受付できません。

(3) 質問書の回答 7月28日(金)までにすべての質問の回答を公募申請者全員に電子メールで回答する予定です。

※質問の内容によっては、回答できない場合がありますので予めご了承ください。

※ほかの申込者の計画の内容に関しての問い合わせについては一切応じません。

- (4) 公募申請書の受付期間 令和5年7月12日(水)午前8時30分から
令和5年8月17日(木)午後5時15分まで(郵送不可)
- (5) 選定委員会(書類審査・プレゼンテーション・ヒアリング) 8月25日(金)を予定
- (6) 選定結果の公表(ホームページ等) 8月下旬予定

9 事業者の選定

(1) 事業者の選定等

選定に当たっては、選定委員会(1次審査書類審査・2次審査プレゼンテーション)を開催し、審査結果に基づき市長が補助候補者を決定します。

(2) 審査結果の公表

選定委員会における審査結果は、公募事業者全員に通知します。また、市のホームページで公表します。

(3) 補助候補者との協議

市は、上記補助候補者と細目協議を行います。

(4) 次順位補助候補者(次点者)との協議

次の場合は、次順位の補助候補者と交渉を行います。

- ・補助候補者が参加資格を有しなくなったとき。
- ・補助候補者が辞退の届出をしたとき。

・補助候補者との協議が不調となったとき。

(5) その他

審査及び補助候補者・次点者との協議の結果、適切な事業者がないときは、再募集する場合があります。また、選定等の結果については、異議を申し立てることはできません。

1 0 提出書類

申請書等の提出書類は、(別紙) 提出書類一覧表のとおりとし、様式に定めのないものはA4版で任意の書式とします。正式な提案書等は1部とし、残り8部はコピーでも構いません。

※ 提出書類は、一覧表の順序に従ってインデックスを貼りA4フラットファイルで提出してください。

※ 持参時に書類の確認を行います。

1 1 選定の基準

事業者選定における評価は、以下の基準により行います。

(主な項目)

- (1) 応募の動機・運営方針
- (2) 経営基盤の安定性・事業展開の確実性
- (3) 資金計画・事業設計等の考え方
- (4) 事業の内容と整備スケジュール
- (5) 提供するサービス等の内容
- (6) 整備予定施設の概要等

1 2 留意事項

(1) 応募内容の具体性

応募に当たっては、具体的な内容を作成し提出してください。

(2) 応募の要件の遵守

前記6の応募の要件に適した事業者かどうか確認してください。

(3) 整備予定地に係る売買、賃貸等の確約

整備予定地に係る売買、賃貸等の確約については、本市から当該所有者等に対して直接確認する場合があります。

(4) 利害関係者、地域住民への説明等

土地・建物の売買契約や賃貸借契約等の締結、又は同意書の取得等に当たっては、事業予定者の選定に係る応募段階にあることを利害関係人に十分説明し、誤解を生じないように注意してください。

応募事業者と本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間で生じた問題、トラブル等は、応募事業者が責任をもって解決することとし、本市は一切関与しません。

本整備計画における用地(建物)権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、申込者の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。ま

た、求償権等の行使についても同様です。

(5) 応募の辞退

応募後に辞退する場合は、速やかに書面により辞退届（様式は任意）を提出してください。

(6) 追加資料の要求

事業者の選考上、本市が必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがあります。

(7) 申込受付期間経過後の取扱い等

申込受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、申込受付期間内に、申込書類が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う資料の補正や追加に応じられない場合には、申込を辞退したのものとして処理します。

(8) 開発関係法令への対応

都市計画法、建築基準法及び条例等による開発制限等の適用を受ける場合、担当行政機関と事前に相談し、必要な手続きの確認と許認可の可能性について協議を行ってください。

(9) 選定後の計画変更

事業予定者として選定された後、承認を受けた事業計画に係る開設場所、定員に係る変更は原則認めません。その他、重大な（大幅な）計画変更が生じた場合は、変更理由の妥当性、公募の要件及び整備基準を確認した上で、再審査を行うこととなります。ただし、軽微な計画変更は除きます。

1 3 企画提案について

(1) 2次審査プレゼンテーション用企画提案書等の作成

参加者は、考えうる最適な整備方針を反映した企画提案書等を作成し、提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目や選定評価表を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を作成すること（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。

金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

① 業務実施計画
② 組織体制計画
③ 人員配置計画
④ 業務工程表
⑤ 見積書及び見積内訳書

1 4 プロポーザル選定委員会の設置

補助候補者等の選定は、加西市単独型短期入所施設整備補助事業者プロポーザル選定委員会を

設置し行うものとする。

1.5 第1次審査（書類審査）通過者の決定

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を選定する。

1.6 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

(1) 第1次審査通過者を対象に企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施する。

ア 1申請者あたりの説明時間は15分以内、質疑応答は10分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。

イ プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクターとHDMIケーブルは市が用意する。

ウ 参加者の出席者は3名以内とする。

エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

1.7 補助候補者等の選定

補助候補者等の選定については、「別紙 評価基準表」により、補助候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

1.8 補助金交付に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、補助金交付に向けて、補助候補者と協議を行うが、補助候補者の選定をもって補助候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで補助金交付の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

1.9 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和5年7月12日（水）～8月17日（木）	募集要領の公示、配布
7月12日（水）～7月25日（火）	質問事項の受付期間
7月28日（金）（予定）	質問の最終回答
8月17日（木） 17時15分	企画提案書等の提出期限
8月18日（金） 1次審査 8月25日（金） 2次審査	プロポーザル選定委員会の開催 （1次審査・2次審査）
8月下旬を予定	審査結果の通知
8月中	補助候補者との協議、交付申請
9月1日～	交付決定・業務履行の開始

20 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

21 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ウ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - エ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 補助候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

22 問い合わせ先

〒675-2395 加西市北条町横尾1000番地

加西市 健康福祉部 地域福祉課 障がい者支援係

電話：0790-42-8725（直通）

FAX：0790-43-1801

E-mail：shogaifukushi@city.kasai.lg.jp

(別紙)

提出書類一覧

No.	書類名	区分 ○(必須)、△(該当あ れば)		提出部数	説明	
1	公募申請書	○		8部	様式1	
2	法人概要書	○		8部	様式2	
	添付書類	2-1 理事会、取締役会等の意向書等		△	8部	任意様式 ・事業設置を決定したものの
		2-2 法人登記簿謄本	○		8部	申請日前3か月以内に発行されたものの
		2-3 定款	○		8部	最新のものの
		2-4 法人代表者の履歴書	○		8部	
		2-5 財産目録	○		8部	最新のものの
		2-6 決算書	○		8部	直近3年度分の
3	施設計画概要書	○		8部	様式3	
	添付書類	3-1 資金計画書	○		8部	借入金がある場合は償還計画を含む。
		3-2 施設・設備の配置図	○		8部	用途名、床面積、有効面積を記入すること。
		3-3 施設平面図	○		8部	
		3-4 工程表	○		8部	
4	運営計画概要書	○		8部	様式4	
	添付書類	4-1 収支予算書	○		8部	1年分
		4-2 その他事業提案書		△	8部	事業ごとに作成
5	プレゼン用資料	○		8部	別綴	

※正式な提案書類等は1部とし、残りの提出部数はコピーでも構いません。

※提出書類は、上記に示すNo.の順序に従い、インデックスを貼ってA4フラットファイルで提出してください。No.5のプレゼン用資料は別綴で提出してください。

※持参時に書類の確認を行います。